

袋井市明るい選挙推進協議会規約

(目的)

第1条 この会は、民主主義の基盤である選挙が明るくかつ適正に行われるよう、市民ひとりひとりの政治意識の向上に努め、自主的な明るい選挙の実現を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会の名称は、袋井市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）とし、袋井市選挙管理委員会事務局が事務を所掌する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙運動についての調査研究及び企画
- (2) 明るい選挙についての啓発宣伝
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業の実施

(構成)

第4条 この協議会は、次に掲げる者からなる委員をもって構成する。

- (1) 自治会、女性、青年、高齢者等各種団体の代表者
- (2) その他会長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会の事務を統括し、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(議決事項)

第7条 協議会の議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を選出すること。
- (2) 規約の制定改廃に関すること。

(3) 事業計画の策定に関すること。

(4) その他協議会の運営に関すること。

(推進協力員)

第8条 第3条に規定する事業（以下「事業」という。）を強力に推進し、一層の効果を期するため、協議会に明るい選挙推進協力員（以下「推進協力員」という。）を置くことができる。

2 推進協力員は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者であって、事業に賛同する個人により構成する。

3 推進協力員は、協議会が行う事業に協力する。

(委任)

第9条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年10月30日から施行する。